

◆その他関係法令

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- (1)飛散性を有するアスベスト廃棄物については、特別管理産業廃棄物「廃石綿等」として収集、運搬、処分等の基準が定められています。
- (2)また、特別管理産業廃棄物に該当しない非飛散性の廃石綿についても、産業廃棄物としての収集、運搬、処分等の基準が定められているほか、環境省の「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に基づいて処理することが必要です。

◇建設リサイクル法

床面積の合計が 80 m²以上の解体工事は、届出と特定建設資材の分別解体等及び再資源化等が必要です。工事にあたっては、解体する建築物等の特定建設資材に、吹付け石綿等が付着している部分があるか調査を行い、届出書の「分別解体等の計画等」に吹付け石綿等の有無と事前措置の内容の記載が必要です。届出は工事着手の 7 日前までですが、5 ページの石綿障害予防規則、大気汚染防止法の届出との整合に留意してください。

Q & A

(国土交通省Q & A抜粋)

Q. わが家では、見えるところには吹付けアスベストが使用されていないのだが、見えないところは大丈夫か。

A. アスベストは、その纖維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその纖維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に纖維が飛散する可能性は低いと考えられます。

Q. 建築物（事務所、店舗、倉庫等）はアスベストの危険性があるか。

A. 建築物においては、

- ・耐火被覆材等として吹付けアスベストが、
- ・屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が使用されている可能性があります。

アスベストは、その纖維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれています（昭和63年環境庁及び厚生省通知）。

すなわち、露出して吹付けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその纖維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや、天井裏・壁の内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に纖維が飛散する可能性は低いと考えられます。

吹付けアスベストは、比較的規模の大きい鉄骨造の建築物の耐火被覆として使用されている場合がほとんどです。建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせてみるなどの対応が考えられます。

Q. 建築物（事務所、店舗、倉庫等）に吹付けアスベストが使用されている場合においては、どうしたらよいか。

A. 石綿障害予防規則において、吹き付けられたアスベストが劣化等により粉じんを発散させ、労働者がその粉じんに暴露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととされています。石綿障害予防規則等、関係法令に従って適切に対処してください。